

『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）』が改正

標記ガイドラインが改正されました。下記の通り、ご確認のうえ適正な事業運営にご活用ください。

Q.特定個人情報って？

マイナンバー（個人番号）を含む個人情報をいいます。



Q.『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』って？

特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針として定められているものです。

ガイドラインには、特定個人情報の取扱いについて以下の項目を規定しています。

- 1) 取得・利用・提供のルール
- 2) 保管・廃棄のルール
- 3) 委託のルール
- 4) 安全管理措置のルール

Q.今回の改正点は？

今回の改正において、主に、3) 委託のルールと4) 安全管理措置のルールが一部改正されました。


改正後の内容

3) 委託のルール


 委託先における特定個人情報の取扱い状況を把握する。

⇒特定個人情報を委託した場合、委託先での情報の取り扱いが盗難や紛失等情報が漏えいする危険があるかなどを委託先からの報告で把握する。その際に、委託の契約内容等含めて見直しを検討し、委託先での情報の取扱いが適切かどうかを判断する。

4) 安全管理措置のルール

 特定個人情報等の取扱い状況の分かる記録を保存する。

⇒業務日誌などにおいて、特定個人情報等の入手・廃棄、源泉徴収票の作成日、税務署への提出日等を記録する。

 特定個人情報を事務取扱担当者以外に容易に閲覧できないようにする。

⇒壁または間仕切等の設置や座席配置の工夫等、担当者以外ののぞきこみを防止する。

 情報システム端末等を限定する。

⇒社内 LAN 等に繋がっていないパソコンを利用して特定個人情報を取り扱うなど、アクセスを制限する。

※詳細な内容につきましては、個人情報保護委員会ウェブサイト (<http://www.ppc.go.jp/>) をご覧ください。